

平成 27 年第 1 回阿武町議会定例会 会議録

第 3 号

平成 27 年 3 月 20 日(金曜日)

開 会 15 時 00 分 ～ 閉 会 16 時 38 分

議事日程

開会 平成27年 3 月 20 日 (金) 15時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第 3 議案第 2 号 地方自治法第96条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 3 号 第 6 次阿武町総合計画の策定について

日程第 5 議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

日程第 6 議案第 5 号 町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 6 号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 8 議案第 7 号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8 号 阿武町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 9 号 阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例
- 日程第 11 議案第 10 号 阿武町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 日程第 12 議案第 11 号 阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 12 号 阿武町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 13 号 指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 14 号 阿武町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 15 号 阿武町西台放牧場管理条例
- 日程第 17 議案第 16 号 町道路線の認定について
- 日程第 18 議案第 17 号 阿武町道路条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 18 号 阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 20 議案第 19 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第 21 議案第 20 号 阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更について
- 日程第 22 発議第 1 号 手話言語法制定を求める意見書
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 26 年度阿武町一般会計補正予算(第 6 回)
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算(第 4 回)
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 26 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 27 議案第 25 号 平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 回)
- 日程第 28 議案第 26 号 平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 回)
- 日程第 29 議案第 27 号 平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 30 議案第 28 号 平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 31 議案第 29 号 平成 27 年度阿武町一般会計予算

- 日程第 32 議案第 30 号 平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別
会計予算
- 日程第 33 議案第 31 号 平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別
会計予算
- 日程第 34 議案第 32 号 平成 27 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 33 号 平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 34 号 平成 27 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 37 議案第 35 号 平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 36 号 平成 27 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番	小	田	達	雄
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	末	若	憲	二
7 番	長	嶺	吉	家
8 番	田	中	敏	雄

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	内	村	成	延
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	齊	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 15時00分

開会の宣告

○議長(田中敏雄) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
こんにちは。ご着席ください。

議員の皆様には、平成27年第 1 回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様
です。

ただ今の出席議員は、8 人全員です。定足数に達しておりますので、これよ
り本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されているとおり、委員長報告、討論、採
決です。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議
録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1 番 小田達
雄君、2 番 小田高正君、を指名します。

日程第 2 議案第 1 号から日程第22 発議第 1 号まで

○議長 日程第 2、議案第 1 号から日程第21、議案第20号まで及び日程第22、
発議第 1 号の21件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案20件及び発議 1 件について委員長の
報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(長嶺吉家) それでは、先日 3 月 13 日に行われました、
行財政改革等特別委員会に付託されました議案のうち、議案第 1 号から議案第

20号まで並びに発議第 1 号の 21 件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果を報告いたします。

まず議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について、審議に入りました。

超高速ブロードバンドになると、町民にとってどのような変化が考えられるかとの質疑があり、現在、萩ケーブルインターネットの速度は、27メガと遅く、定住促進や企業誘致の足かせになっていることから、時代の主流である超高速ブロードバンドの 100メガ以上に速度を上げる必要がある。町民にとっては、情報が高速化されることにより、例えば利便性の向上、企業誘致やネットを利用して個人事業者がネット販売する場合などの最低条件になる。今回、過疎計画に載せる補助金は、萩ケーブルネットワークのセンターモデムを高速対応機種に更新する設備投資の事業費 2,200 万円に対し、1,100 万円の補助であるとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

続いて議案第 2 号、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の審議に入りました。質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 3 号、第 6 次阿武町総合計画の策定について審議に入りました。質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 4 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の審議に入りました。

条例の一部が改正され、教育委員会の組織が変わることになり、教育委員長と教育長の関係について一般住民に周知することが必要ではないかとの質疑があり、条例改正はするが、現在の任期が平成 28 年 9 月末までであり、実際の適用は 28 年 10 月からで、しばらく期間もあり、それまでに制度改正のこと、教育委員が 1 名増えることなどを周知する必要があると考えるとの答弁がありま

した。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 5 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 6 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。特に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 7 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

これまで人事院勧告に基づいていたが、県の人事委員会の勧告による県内の状況について質疑があり、県内 6 町は全てこの度改正するとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 8 号、阿武町保育所条例の一部を改正する条例の審議に入りました。特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 9 号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例、議案第 10 号、阿武町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。

地域包括支援センターの運営は、運営協議会の意見を踏まえてとなっていることから、構成メンバーの質問があり、運営委員について答弁がありました。他に質疑がなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 11 号、阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第 12 号、阿武町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。特に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 13 号、指定管理者の指定について審議に入りました。特に質疑も

なく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 14 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

介護保険料について、阿武町は県内でどのような状況にあるのかとの質疑があり、第 1 期が 2,600 円、第 2 期が 2,700 円、第 3 期が 3,300 円、第 4 期が 4,050 円、第 5 期が 5,050 円である。第 1 期から第 4 期までは全国平均を下回って推移したが、第 5 期から全国平均を上回った。第 5 期は 19 市町中、高い方から 6 番目で、第 6 期は高い方から 8 番目になるとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 15 号、阿武町西台放牧場管理条例の審議に入りました。

利用料日額 350 円とあるが、料金設定はどのような根拠で決めたのかとの質疑があり、放牧場の計画について国の審査の中で利用料を設定した。計画では 45 頭であるが、現状は 25 から 30 頭で、今後の予定としては牧草の関係もあり、30 頭程度の放牧になるとの答弁がありました。また、町長が特別の理由があると認めるとき、とはどのようなことを想定しているのかとの質疑があり、無角の牛の治療が必要であるとか、牛の病気が放牧することにより治癒した場合が考えられるとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 16 号、町道路線の認定について、議案第 17 号、阿武町道路条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。特に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 18 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

団員の年報酬 36,000 円を 36,500 円に改めることで、県内の状況について質疑があり、阿武町は地方交付税の算定基準である 36,500 円に合わせる。県内では

36,500円が最高で 4 市町あるとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 19 号、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について審議に入りました。

業務におけるソフト、クラウドで町村会を中心に共同運用出来ないかとの質疑があり、共同運用については、山口県町村会 6 町の中で話し、研究してきたが、番号制度、マイナンバー制度のことがあり、現在、先送りの状態である。阿武町としては、引き続き他町に呼びかけ、前向きに取り組むとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 20 号、阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更について審議に入りました。特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第 1 号、手話言語法制定を求める意見書について審議に入りました。審議の結果、全会一致で原案のとおり意見書を提出することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第 1 号から議案第 20 号まで並びに発議第 1 号の 21 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただの今委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、議案第 1 号から議案第 20 号まで及び発議第 1 号について一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。

討論は、議案 20 件及び発議 1 件について一括して行います。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は、1 議案ごとお諮りいたします。

まず、議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号、第 6 次阿武町総合計画の策定についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてお諮りいたします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 7 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 号、阿武町保育所条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 9 号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 10 号、阿武町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 11 号、阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり確認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 12 号、阿武町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてお諮

りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 13 号、指定管理者の指定についてお諮りいたします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 14 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 15 号、阿武町西台放牧場管理条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 16 号、町道路線の認定についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありません

か。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 17 号、阿武町道路条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 18 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 19 号、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 20 号、阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に発議第 1 号、手話言語法制定を求める意見書についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって発議第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

なお、ここでお諮りします。ただ今可決されました、発議第 1 号の意見書の取り扱いとその事務等の整理につきましては、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、意見書の取り扱いとその事務の整理等は、議長に一任することに決しました。

日程第 23 議案第 21 号から日程第 30 議案第 28 号まで

○議長 日程第 23、議案第 21 号から日程第 30、議案第 28 号までの 8 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長。

○特別委員会委員長 それでは引き続きまして、議案第 21 号から議案第 28 号まで、平成 26 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の審議の内容と結果を報告いたします。

まず議案第 21 号、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 6 回）の審議に入りました。

2 款、総務費の阿武町地方創生推進協議会委員のメンバーと、何人で構成されるのかとの質疑があり、20 人程度を考えている。構成委員としては、産業経済界、公営、小中高大学、金融機関、労働団体・労働者などを予定しており、今から決めていくとの答弁がありました。

次に、未来を担う人材育成事業について具体的な説明が求められ、これは阿武町の将来を担う人材育成の一環として、高校生を対象に 2 週間程度、フィリピンの語学研修カリキュラムに参加させ、語学研修とグローバルな視野を持った人材の育成を行うものである。周防大島町 10 人、和木町 5 人、阿武町から 5 人が参加する予定で、経費の 4 分の 3 を補助することで実施するとの答弁がありました。

次に、地方版総合戦略策定支援業務委託料の内容について質疑があり、大阪に本社があるスタジオ L に委託するもので、コミュニティーデザインという手法で地域の総合計画を立てていく。島根県海士町の総合戦略も立てている。阿武町では人づくりを中心に、若い人、新しい人材を掘り起こし、コミュニティーデザインに繋げていくとの答弁がありました。

次に、プレミアム付商品券発行の取り組みの仕組み、店舗の範囲について質疑があり、予算額は事務費を含んだもので、商工会に引き受けてもらった。商工会がプレミアム付商品券を発行し、これに対し町はプレミアム分 2,000 円を補助する。店舗数は、商工会会員 33 店舗であるとの答弁がありました。

次に、町制施行 60 周年記念事業の全体的な計画について、町民に分かりやすく周知できないかとの質疑があり、すでにコンサートを行い、これからフォトコンテスト、記念式典等を計画しているが、全体の構想が固まれば、全体的な記念事業が見える形でピーアールをしていくとの答弁がありました。

また、ホームページリニューアル、ピアールキャラクターに関すること、定住情報共有サービスソフトウェア等について質問があり、それぞれ答弁がありました。

3 款、民生費のこども医療費について、中学生以下は医療費の自己負担分が無料ということであるが、所得に関係なくこども世帯は全て該当するのかとの質疑があり、現在の福祉医療制度該当者に中学生以下のこどもを加えた制度で、所得制限はないとの答弁がありました。

6 款、農林水産業費の道の駅ワイファイスポット構築工事の電波の届く範囲について質疑があり、電波の届くエリアは、道の駅直売所、レストラン、温泉及びその周辺の範囲であり、道の駅利用者のために整備するとの答弁がありました。

他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 22 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 回）について審議に入りました。

退職被保険者等療養給付費の減額の要因について質疑があり、前年度の実績等を勘案して予算を立てるが、見込額から 1 人当たりの費用額が下がったことにより実績見込みによる減額であるとの答弁がありました。他に質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 23 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 4 回）、議案第 24 号、平成 26 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 回）、議案第 25 号、平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回）、議案第 26 号、平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 回）、議案第 27 号、平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 回）、議案第 28 号、平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 回）は、特に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決する

ことに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第 21 号から議案第 28 号まで 8 件についての審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、議案第 21 号から議案第 28 号について一括して行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論は、議案 8 件について一括して行います。討論はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。

採決は、議案 8 件について一括して行います。お諮りします。議案第 21 号、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算(第 6 回)から議案第 28 号、平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)までの 8 件について、委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 21 号から議案第 28 号までの 8 件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 31 議案第 29 号から日程第 38 議案第 36 号まで

○議長 日程第 31、議案第 29 号から日程第 38、議案第 36 号までの 8 件を、一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について、委員長

の報告を求めます。特別委員会委員長。

○特別委員会委員長 それでは引き続きまして、議案第 29 号から議案第 36 号まで、平成 27 年度一般会計予算及び特別会計予算の審議の内容と結果を報告いたします。

まず議案第 29 号、平成 27 年度阿武町一般会計予算の審議に入りました。

2 款、総務費の J R 奈古駅増築工事で、シルバー人材センター事務所の移転について、どの程度のものを考えているかとの質疑があり、現在は J R 奈古駅を仕切って券売所と保線区の事務所がある。奈古駅にシルバー人材センターの事務所を移転することにより、券売所と事務所を複合的に使用することを考えている。また、事務所だけでなく、作業場ができないかとの質疑に、機材を置く物置、駐車場も必要と考える。意見を聞きながら今後計画していくとの答弁がありました。

次に、ふるさと寄付謝礼について、どのようなものが考えられているかとの質疑があり、ふるさと寄付に対するお礼として、道の駅あぶクリエイションが受け皿となって、阿武町らしい商品を開発中であるとの答弁がありました。

次に、町人会及び企業誘致のための訪問活動の内容について質疑があり、町人会及び阿武町出身者企業訪問は、東京ふるさと阿武町会への参加と関西圏でふるさと会の設立をめざして、3 回程度東京及び関西圏に行く予定。また、阿武町とゆかりのある企業を訪問して、誘致に繋げるための予算であるとの答弁がありました。

3 款、民生費の全国健康福祉祭の内容について質疑があり、今年 10 月に開催の、ねんりんピックにおいて、阿武町は 10 月 18 日に文化面の俳句大会を引き受けている。道の駅と大覚寺、清ヶ浜で俳句を作ってもらい表彰する。4 月からパンフレットを配布し、投句を呼びかける。広報やケーブルテレビを通じてピーアールをしていくとの答弁がありました。

次に、緊急通報体制等整備事業の対象と方法、電話回線が切れた場合の通報について連絡方法を見直す必要があるのではないかとの質疑があり、ひとり暮らし、体の不自由な方のために 37,000 円の 3 台分の予算である。現在、14 台設置している。NTT の電話回線を使って通報が入り、1 人につき 3 人の方に連絡が入り、最終的には役場に連絡が入るシステム。また、見守りネットワークや民生委員等で対応しているが、電話回線が不通の場合、他に良い方法がないか検討するとの答弁がありました。

次に、子育て支援センター増築工事の増築する面積について質疑があり、ほっとハウスみどりを建築基準に適合するよう増改築し、50 平方メートル程度まで広げる予定との答弁がありました。

4 款、衛生費の萩・長門清掃工場事業事務委託料の算出根拠について質疑があり、負担割合は均等割 7.5 パーセント、人口割として 1.71 パーセント、ごみ量割が 0.84 パーセントの 10.2 パーセントが阿武町の負担であるとの答弁がありました。

6 款、農林水産業費の農業支援員の配置、活動内容について質疑があり、地域おこし協力隊の制度を活用し募集する。農業支援員は、農事組合法人や個人農家等の農作業を支援するほか、山口県農業大学校での研修等プログラムを組み、いろいろなケースが考えられるが、将来的には阿武町に定住してもらうことをめざすとの答弁がありました。また、新規漁業者の支援制度について質疑があり、経営自立化支援事業等について答弁がありました。

次に、キジハタの種苗放流等の現状と磯焼け対策緊急整備事業について質疑があり、キジハタは奈古、宇田郷両漁協で、5,000 尾放流している。磯焼け対策については、漁協が直接国の補助を受けて実施している。予算書の事業負担金は県の補助事業で、奈古の磯平に投石事業として全体で 800 万円の事業の内、負担金が 8 万円であるとの答弁がありました。

7 款、商工費については、阿武町起業化支援補助金、地域おこし協力隊の活動費、萩石見空港の利用状況、県観光連盟及び県温泉協会負担金について質問があり、それぞれ説明、答弁がありました。

8 款、土木費の民間住宅耐震改修補助金について、申し込みが少ないのはピーアール不足なのか、住民の意識が低いからなのかとの質疑があり、耐震診断は昨年 1 件、改修については診断を受けた結果、改修が 1 件あった。この制度については、自治会長集会においてリフォームとの関連でピーアールをしているが、方法については検討するとの答弁がありました。

9 款、消防費の消防団協力隊員の地区ごとの人数について質問があり、自治会の推薦を受けた人数は奈古地区 67 人、福賀地区 29 人、宇田郷地区 30 人の 126 人で、これに夜間については役場職員が加わるので 170 人程度になるとの説明がありました。

次に、消火栓工事について自治会等から要望があった場合の対応について質疑があり、消防庁が示している基準では、住宅の中心地から半径 140 メートルの範囲内でカバーすることになっているが、一定の基準と照らし合わせて必要な場合は検討するとの答弁がありました。

10 款、教育費の萩市図書館利用負担金が、昨年比べて増えているが算出根拠について質疑があり、新しい図書館が開館して 3 年経過し、運営経費、阿武町民への貸し出し数も増えている。萩図書館全貸し出し数の内、阿武町民への貸し出し率が以前は 2.4 パーセントであったが 25 年度は 3.4 パーセントになり、実績から負担の見直しがあつて 63 万円の負担になったとの答弁がありました。

また、教材備品のパソコン整備、教育用サーバー等保守委託料、準要保護児童生徒援助費に係る傾向、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割等について質問があり、それぞれ説明、答弁がありました。

次に、歳入では、12 款、使用料及び手数料のごみ収集手数料の増えた要因に

ついて質疑があり、ごみ袋の販売手数料であり単価が上がったのではなく、枚数が増えたことによるものであるとの答弁がありました。

次に 11 款、分担金及び負担金の児童クラブ利用料が増えた理由について質疑があり、これまで対象を小学 1 年生から 4 年生までとされていたが、6 年生までに拡大したことによるものであるとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 30 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算について審議に入りました。

保険給付費の退職被保険者等療養給付費が大幅に減額された要因について質疑があり、昨年は見込みが多かったが、前年度実績により予算化したとの答弁がありました。

次に、共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金が大幅に増えた要因について質疑があり、国の制度が変わったことに伴い算出根拠が変わったためであり、国保連合会の算定によるものである。拠出金も増えたが、歳入においても大幅な歳入があるとの答弁がありました。また、国保税については据え置くとの説明がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 31 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について審議に入りました。

歳入が年々減っているが対策について質疑があり、人口の減少や休診等により患者数が減っている。経営の改善を図るように努力するとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 32 号、平成 27 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について審議に入りました。特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 33 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計予算について審議に入りました。

阿武町の要支援、要介護者の人数について質問があり、2 月末現在の要支援、要介護に該当する人数と平成 29 年度の推計について説明がありました。

他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 34 号、平成 27 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について審議に入りました。

給水使用料が増えているが、土簡水以外に新規加入者が増えているかとの質疑があり、実績を見て次の年度の予算を立てている。土簡水が増えたが、奈古地区で拡張した区域で新規加入はなかった。若干使用量が変わってきたので、料金増しになっているとの答弁がありました。

他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 35 号、平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算、議案第 36 号、平成 27 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について審議に入りました。特に質疑もなくいずれも原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本特別委員会に付託された案件全ての審議結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。

続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、議案第 29 号から議案第 36 号について、一括して行います。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論は、議案 8 件について一括して行います。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。採決の方法は、会議規則第 81 条第 1 項の規定により、起立により一括して行います。3 番は、挙手により行ってください。

お諮りいたします。議案第 29 号、平成 27 年度阿武町一般会計予算から議案第 36 号、平成 27 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算までの 8 件についての、委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(「起立」全員。)

○議長 ご着席下さい。起立全員です。よって、議案第 29 号から議案第 36 号までの議案 8 件については、委員長報告のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

ここで、全員協議会のために暫時休憩します。16 時から協議会を開催いたしますので、委員会室の方へ資料を持って移動をお願いします。

休 憩 15 時 46 分

(この間、全員協議会)

再 開 16 時 22 分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて会議を再開します。

閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 3 月議会定例会閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

去る 3 月 4 日から、平成 27 年第 1 回阿武町議会定例会、開催をいたしました。議員の皆様方には、17 日間の会期、大変お疲れ様でございました。そしてご提

案申し上げました 36 件の議案等、全てご議決賜りましたこと厚くお礼申し上げる次第でございます。本当にありがとうございます。

御案内のとおり、今回の議会は来年度、平成 27 年度の当初予算及び今年度の最終の補正予算ということで、これからの阿武町の町づくりに大変重要な意味を持つ予算の審議等をいただいたわけでございますが、今回の議会につきましては、例年と大きく異なっている点が、地方創生がらみの予算等の計上でございます。国が、今戦後以来の大改革ということで、大きな 5 つの柱の改革を掲げているわけでありますが、その中の 1 つが地方創生であります。これも国全体の人口が減少してきた中で、地方の活性化をいかに図っていくか、一生懸命頑張る地方には、それなりの支援をしていこうということで、国の方の取り組みが始まったわけでございますが、従いまして、競争原理が激しくなるというふうに認識をしているところでございます。そうした中で、山口県におきましても、先日議会が閉会されましたが、村岡知事になって最初の通年予算ということで提案されたわけでありますが、村岡知事のチャレンジプラン、見てみますと、一番大きな山口県の課題が、やはり人口減少対策ということが掲げられているわけでございます。阿武町におきましては、人口の減少そして少子高齢化の問題が、以前からあったわけですが、これが国全体、山口県全体の課題となっているわけであります。

そうした中で、阿武町は 60 周年を迎えまして、また大きな節目の中で新たな町づくりがスタートするわけでございますが、本当に状況を考えたときに、厳しい状況であるということは、共通認識として持つておかなくてはならないというふうに思っているわけでありますが、昨年 5 月に、30 年先の消滅可能性自治体の公表があったわけでございますが、やはり、こういったこと等も大変ショッキングな発表であったわけでありますが、何もしなかったら 30 年先にはこういった問題が起こりうるという認識も持つ必要があるんだろうと思って

おりますが、そうした中で、山口県では陰陽の格差是正ということが言われておりますが、一昨日、ご案内のとおり地価公示価格が発表されました。これを見てもみますと、阿武町では該当箇所がないわけではありますが、住宅地において山陰側の下落率が大変大きなものが公表されました。ここにきて本当に陰陽の格差是正どころではなくて、二極化がどんどん進んできている状況が、この地価の公示価格にも現れてきたんだらうというふうに思っておりますが、そうした中で、いつも陰陽の格差是正の中で、私は山陰自動車道の早期整備ということ、あらゆる場を捉えて申し上げているところがございますが、ご案内のとおり、2月24日から3月17日まで、山陰自動車道に関する住民アンケートが実施されました。3月17日に、まだ確定数値は出ておりませんが、速報値ということで、数字の報告を受けたわけでございますが、大変ショッキングな数字であったわけでありまして。住民の方、もう少し関心があるかなというふうに思っておりますが、平成8年に益田萩間の早期整備について組織を立ち上げまして、19年になります。来年20年を迎えるわけでありまして、いつも私ども、また議会と経済団体等で働きかけをしているわけでございますが、そうした中で中国地方整備局の小委員会が住民アンケートを実施されたわけでありまして、数値を見てもみますと、益田市につきましては、浜田の河川国道事務所の管轄でありますから、まだ数値を見ておりませんが、山口河川国道事務所の管内の数値を、速報数値ですが、見てもみますと、一番高い阿武町でも30パーセントであります。そして次に高いのが萩市の17パーセント。長門市から下関の間ですが、いずれも15パーセントを割っております。美祢市に至っては8パーセントということになります。回収率がそれでございますので、その中で意見が分かれているというふうに思っておりますが、この結果を見たときに、もしこの事業が推進されるのであれば、阿武町が30パーセントということで、高い回収率でありますから、ある程度有利に働くんだらうというふうに思っておりますが、全体の数

値がこれだけ低かったら、山陰自動車道の整備そのものについてブレーキがかかるのではなかろうか、という懸念を持ったところでございます。これから確定数値はそんなに変わらないだろうと思っているわけでございますが、こういった現実がある中で、これから山陰自動車道をどうして進めていくか。このことも大きな課題として出てくる可能性があるということで懸念をしているところでございます。阿武町の問題でありますから、皆さんと一緒になって汗を流して、そして智恵を出して解決していく方法もあるわけでありましたが、やはりこういった国レベルの問題となりますと、阿武町だけの取り組みも限度があるわけでございますけども、また新しい形で、そういった運動も取り組む必要があるんだろうかというようなことも考えているわけでありまして、この結果を踏まえまして、いずれ近いうちに公表があるというふうに思っておりますが、また皆さんと一緒になって、この問題に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

それと同時に、阿武町が 60 周年を迎えると同時に、平成の大合併に加わることなく阿武町が単独町政を進めて、今年がちょうど 10 年。やはり、節目の年を迎えるわけでありまして。先日、萩市の方で 10 周年記念の式典が挙行されまして、ご案内をいただきましたので出席をしたわけでありまして、やはり、これから阿武町は阿武町として 60 周年を迎えると同時に、そういった 10 周年を迎える中で、もう後戻りすることはできないわけでありまして、前を向いていくしかないわけでありまして、これからのまちづくりは、本当に重要な、そういったスタートを切ったという認識をしたところでございます。

地方創生と併せまして、これから地方のそういった取り組みが大きく問われる、そういった時代になってきております。何もしなかつたら消滅していく。そういった可能性もあるということも、認識を持った中で町づくりを進めて行きたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方には、どうかより一層

のご理解、ご協力をいただきますよう、心からお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり私からもご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、過ぐる 3 月 4 日開会から、20 日までの 17 日間を会期として、平成 27 年度当初予算案をはじめ、町政が当面する重要案件について提案され、慎重に審議を続けてまいりましたが、皆様のご精励により本日ここに、全議案を議了し、無事閉会に至りましたことは、誠にご同慶に絶えないところであります。

今期提案されました、平成 27 年度一般会計、特別会計当初予算総額 45 億 8,171 万 7 千円をはじめ、平成 26 年度一般会計並びに特別会計補正額を含め、総額 46 億円有余におよぶ予算をはじめ、議案 36 件の重要案件につきましては、皆様の終始慎重なるご審議により、それぞれ適切、妥当な結論に到達しましたことに対し、深く敬意を表すると共に、厚くお礼を申し上げる次第であります。また、執行部におかれましては、今日、国、地方を問わず極めて厳しい財政状況においての予算編成に大変ご苦勞が多かったことと思いますが、周到な準備と真摯な対応について、感謝と敬意を表するところであります。

さて、この会期中の 3 月 11 日は、東日本大震災が発生し、早や 4 年の歳月が経過し、全国それぞれの地域において追悼の式典が営まれ、多くの国民が改めて亡くなられた方々のご冥福と一日も早い復旧復興への祈りを捧げたところでもあります。マスコミ等を通じて、今も震災の爪痕は大きく残っておりますが、被災された方々が、この 4 年間懸命に生きてこられた姿が放送される度に、将来が見通せない遣り切れなさや、原発事故で変わり果てたふるさとへの思い、そうした様々な思いを抱えながら、その苦しみを乗り越えられた強い精神力に誰もが心を打たれたことと思えます。改めて、人のやさしさ、思いやり、絆の

大切さを痛感したところであります。時の流れは、いつの間にか、人の心も容易に変えてしまうこともあります。私は、この東日本大震災は、絶対に風化させてはならないと思います。

さて、昨年 5 月、日本創成会議が分科会による、いわゆる 896 消滅可能性自治体リストの公表は、大きな波紋を広げました。地方の人口減少対策を最重要課題として、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくためにも、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として設置され、わが山口県も 27 年度予算で、全国トップ水準への挑戦と題して、6 分野で日本一の実現を打ち出しており、また、当町においては、第 6 次阿武町総合計画の策定と相まって、27 年度施政方針では、主要施策として 6 つの対策が打ち出され、さらに国、県の施策を視野に入れ、新年度早々に阿武町版まち・ひと・しごと総合戦略の策定に着手される等、時宜を得た果敢な取り組みがうかがわれております。

しかし、これからの地方自治は、行政主導型ではなく、住民主役の町づくりが求められ、地方自治体、地域住民が智恵を出し合って、企画、立案し、事業実施に結びつけて満足のいく結果を出さなければ、といった町づくりが求められています。このことは、行政規模の大小に関係なく、当町のような小さな自治体であっても同様であります。当町は、健全財政を維持するために、職員の数も、県内で一番少ない自治体であり、これまで以上に、強固な住民との連携により町づくりに取り組むことが最重要課題だと思います。議会といたしましても、議決した案件については、単にチェック機関に留まることなく、所期の目的達成に向け、これまで以上に努力していかねばと、改めて意を強くしたところであります。

平成の大合併は、町を二分する激しい議論の末、当町は単独町政を選択し、あれから 11 年、小さくとも個性が光る自立した町づくりに向けて、議会といたしましても、執行部とともに町づくりに邁進してきまして。我々は、その当時の町づくりの思いを常に持ち続けるとともに、政治に携わる我々は、人一倍責任が問われるところでもあります。

終わりに、中村町長をはじめ執行部機関の各位におかれましては、審議の間常に真摯な態度を持って審議にご尽力いただき、そのご苦勞に対しまして厚くお礼を申し上げます。なお、本定例会を通じ、議員各位の要望、提言等に加え、一般質問、討論についても謙虚に耳を傾けられ、これらを尊重されて、町政の執行運営に十分反映していただくよう強く要請いたしまして、閉会に際し、私の挨拶といたします。

これをもって、3 月 4 日から本日までの 17 日間の全日程を終了いたしました。

これにて、平成 27 年第 1 回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いいたします。

一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 16 時 38 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 小 田 達 雄

阿武町議会議員 小 田 高 正